



平成25年 9 月27日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティ花壇
(コード番号：3041 東証マザーズ)
本社所在地 熊本県熊本市南区流通団地 1-46
代表者 代表取締役社長 三島 美佐夫
問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 須浪 薫
TEL (096) 370-0004 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに平成 25 年 9 月 20 日開催の当社第 17 期定時株主総会決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の事項は、当該新株予約権の割当日（平成 25 年 9 月 30 日を予定しています。）までに決定されます。

記

I 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

II 新株予約権の発行要領

1 本新株予約権の名称

株式会社ビューティ花壇第 2 回新株予約権

2 新株予約権の割当日

平成 25 年 9 月 30 日

3 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役	4名	130 個
当社従業員	138 名	652 個
当社子会社取締役	10 名	20 個
当社子会社従業員	85 名	170 個
合計	237 名	972 個

4 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 97,200 株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

5 発行する新株予約権の総数

972 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合などにおいては、発行する新株予約権の総数が上記の総数に達しない場合がある。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 100 株とする。但し、前項に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

6 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

7 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に 5 に定める新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

8 新株予約権行使期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。

9 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位にあることを要す。但し、取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合は、その地位を喪失した後1年間はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使日の属する月の前月における各日(取引が成立しない日を除く。)の終値の平均値が 550 円以上である場合にのみ権利行使できる。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- ③ 新株予約権の相続は認められない。

10 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、9に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は当社新株予約権を無償で取得することができる。

11 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に

関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、4に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記7で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

8に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、8に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

12 に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

10 に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

9 に準じて決定する。

14 端数の取扱い

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を行使した場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15 新株予約権証券

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以 上